令和6年度林業信用保証業務の検証委員会の結果について (ポイント)

1 趣旨

第5期中期目標により示された目標の達成に向けて、令和6年度計画に定めた取組において、「業務運営の検証委員会において検証し、必要に応じて見直しを行う」等としたことから、以下のとおり検証を行った。

2 検証の結果

- (1) 融資機関等に対する普及推進の取組
 - 前年度の取組を踏まえつつ、<u>融資機関を意識した制度普及に</u> 取り組んだ。
 - 保証残高のある融資機関に対し働きかけを行ったところ、 14 先との<u>勉強会が実現し、制度に対する理解を深めることが</u> できた。
 - コンテンツの充実やメールによる更新情報の発信等により、情報提供ツールとしてのホームページの活用が進んだ。
 - 信用基金の取組について金融関係の新聞の紙面に取り上 げられるなど、<u>融資機関における知名度向上につながった</u>。
 - 〇 保証審査に関する書類への押印の省略等により、<u>林業者等</u> や融資機関の負担軽減が図られた。
 - <u>今後は、効果があると思われる従来の取組を継続</u>しつつ、 新たな取組も模索しながら制度普及を進める。

【定量的指標の達成状況】

○ 素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を前中期目標最終年度比で5%以上増加

令和6年9月末時点の素材生産、造林・育林、種苗生産に 係る保証引受額は 2,322 百万円であり、<u>指標値(6,645 百万</u>円)に対する進捗率は 35.1%となった。

〇 中期目標期間における保証引受額平均を 200 億円以上 令和6年9月末時点までの保証引受額は 18,321 百万円で あり、<u>指標値(令和6年度末時点は35,800百万円)に対する</u> <u>進捗率は51.2%</u>となった。

- (2) 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援
 - 〇 林業・木材産業災害復旧対策保証への「災害救助法が適用 された災害」の追加や林業・木材産業複合経営化支援保証の 対象業種の拡大等により、保証の引受や問合せにつながった。
 - 〇 今後も、<u>社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達の円</u> <u>滑化を支援</u>する。
- (3) 代位弁済率の低減に向けた取組の実施
 - ア 融資機関との適切なリスク分担の取組
 - 〇 令和3年10月以降、原則80%保証の適用に取り組んで おり、今年度引受分は、全件80%保証を適用している。
 - 〇 事前相談の枠組みの変更等により、<u>令和6年9月末までの3か月で相談件数が5件(前年度年間実績0件)となり、</u>融資機関に審査のポイントを伝達することができた。
 - 〇 <u>今後も、融資機関との適切なリスク分担、審査目線の共</u> 有化に取り組むことにより、適切な保証審査を励行する。
 - イ 条件変更等への柔軟な対応等期中管理の適切な実施
 - 必要に応じて案件ごとに担当者を決めた上で、融資機関 の対応方針等を確認しつつ、条件変更等に柔軟に対応した。
 - 〇 <u>今後も</u>、条件変更等への柔軟な対応など<u>期中管理を適切</u> に実施する。
 - ウ 事後検討会による事故発生の要因分析及び職員の審査能 力等の向上の取組
 - 〇 <u>代位弁済となった事案を</u>検討した結果、<u>譲渡担保解除の</u> 申請への対応で、担保の追加徴求等の検討が必要であった 可能性等が把握できた。
 - <u>今後</u>、譲渡担保解除の申請時の対応について検討し、<u>必</u> 要に応じて保証審査マニュアルに反映する。

【定量的指標の達成状況】

<u>年度ごとの指標値(代位弁済率2%)に対し、令和6年9月</u> 末時点の代位弁済率は0.60%であり、<u>現時点で目標を達成して</u> いる。

中期目標期間の指標値(期間中平均代位弁済率 1.11%) に対し、令和6年9月末時点の平均代位弁済率は 1.38% であり、現時点で指標値を 0.27 ポイント超過している。

(4) 求償権の回収の取組の実施

- 〇 <u>令和6年度上半期の回収金額は 44,223 千円と前年同期</u> (88,699 千円) を下回り、このうちサービサーによる回収金額は 12,904 千円(前年同期 17,982 千円) となった。
- 〇 <u>引き続き</u>、回収方策を検討し、その効果を把握・検証しながら、着実な回収に取り組む。

(5) その他事務処理の適正かつ迅速な実施

ア 各事務の処理状況

- 令和6年度上半期においては、保証引受け、出資持分の 払戻し、代位弁済及び貸付審査のいずれの事務について、 全て標準的な処理の期間内に確実に処理を実施し、指標値 (処理率80%)を上回った。
- 〇 <u>今後も</u>、各事務について、<u>標準的な処理の期間内に確実</u> に処理を行う。

イ マニュアル等の整備状況

- <u>出資規程、求償権等の管理マニュアル及び保証審査マニュアル等の見直しにより、利用者の利便性向上や事務におけるミスの防止、効率化が図られた</u>。
- 〇 <u>今後も</u>、事務手続の簡素化等を図るため、<u>業務における</u> 気づきや課題を整理し、マニュアル等の整備を行う。

以上

令和6年度林業信用保証業務運営の検証について

1 趣旨

第5期中期目標により示された目標の達成に向けて、令和6年度計画に定めた取組において、「業務運営の検証委員会において検証し、必要に応じて見直しを行う」等としたことから、以下のとおり検証を行った。

2 融資機関等に対する普及推進の取組

(1) 取組実績

ア 昨年度の取組結果を踏まえた取組

昨年度の本検証資料において、「森林資源の賦存状況や林業者等の事業実施 状況等の地域性を踏まえた制度普及を行う」としたところであったが、保証引 受は、融資機関の意向によって左右されることが令和5年度第4四半期に行っ た融資機関への個別ヒアリングで明らかとなったことから、今年度は融資機関 を意識した制度普及に方向を転換して取り組んだ。

- ・ 中国地方、四国地方及び九州地方の林業者等を対象に、外部委託により資金ニーズ調査を実施した。アンケート調査は、昨年度の実施結果を踏まえ、資金使途区分等を見直した上で昨年度の約2倍の数(2,794者)の林業者等を対象に実施し、618者(約22%)から回答を得た。
- ・ ホームページのコンテンツの充実に取り組むとともに、掲載情報の発信を行った。また、融資機関に対し信用基金ホームページへのリンク設定(被リンク)を働きかけた。また、アクセス解析では信用基金内部と外部のアクセスを区分して把握することは困難であり、サイト見直しの効果を適切に把握することができないことが明らかとなったことから、当信用基金のホームページが検索エンジンで上位に表示されるよう、使用する文言を工夫する対応を行った。
- ・ パンフレットの配布先の開拓に取り組むとともに、制度資金の普及に向けたパンフレットを新たに作成した。
- ・ 保証残高のある約定融資機関約 130 先に対し、電話による勉強会の案内を 行ったところ、最近では保証引受がない融資機関を含む 14 先との勉強会が実 現した。
- ・ 融資機関における知名度向上のため、信用基金の取組について金融関係の 新聞社に投げ込みを行い、このうち2件が紙面に取り上げられた。
- ・ 利用者目線に立って、保証審査に関する書類への押印の省略等、様式の見 直しを行った。

イ 昨年度から継続して行った取組

林業信用保証の利用者を対象として、林業信用保証を知ったきっかけ等を

把握するアンケートを実施し、令和6年度上半期で151件の回答を得た。

・ このほか、都道府県林業信用保証担当者会議の開催、都道府県委嘱費の活用、林業・木材産業関係団体の機関誌等への広告や記事の掲載、林業・木材産業関係団体への現地説明の実施、林業者等へのダイレクトメールの送付等を行った。

(2) 取組の成果

- ・ 資金ニーズ調査により、具体的な資金ニーズを有する者が半数程度居る一方で、林業信用保証を知らない者がエリアを変えても6割弱居ることが把握できたことから、地域によらず、今後も林業者等における認知度向上が必要であることが明らかとなった。
- ・ 出資金が保証利用の負担となっているとの声がある一方で、利用者アンケートにより、出資金が払戻できることを知らない者が3割以上居ることが把握できたことから、出資金の扱いについても制度普及と合わせて行っていくことが必要であることが明らかとなった。
- ・ コンテンツの充実や融資機関への被リンクの働きかけ、メールによるホームページの更新情報の発信等により、情報提供ツールとしてのホームページの活用が進んだ。
- ・ 融資機関との勉強会を通じて、保証利用者は同業者からの紹介が多いこと等が新たに把握できたことから、林業・木材産業関係団体等を通じた林業者等への働きかけが重要であることが明らかとなった。また、融資機関からは、制度に対する理解が深まった等の意見が得られた。
- ・ 金融関係の紙面に取り上げられたこと等により、林業信用保証の認知度向上につながった。
- ・ 保証審査に関する書類への押印の省略等により、林業者等や融資機関の負担 軽減が図られた。

【定量的指標の達成状況】

令和6年9月末時点の定量的指標の達成状況は、以下のとおりである。

なお、林業信用保証業務における保証引受額は、年度末に偏る傾向にあることから、上半期の数値のみをもって、今年度の達成状況を正確に評価し得るものではないことに留意が必要である。

ア素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を前中期目標最終年度比で5%以上増加

素材生産、造林・育林、種苗生産に係る前中期目標最終年度(令和4年度)の保証引受額が6,328百万円であることから、年度ごとの指標値は6,645百万円となる。令和6年9月末時点の素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額2,322百万円であり、指標値に対する進捗率は35.1%となった。

イ 中期目標期間における保証引受額平均を 200 億円以上

第5期中期目標期間中の保証引受額の平均を200億円以上とするとされている。前中期目標最終年度(令和4年度)の保証引受額が16,081百万円であるこ

とから、第5期中期目標最終年度(令和9年度)に向けて、一定割合で保証引受額を伸ばすことにより、期間平均で200億円以上とすることとすると、令和6年度末時点の指標値(保証引受累計額)は35,800百万円となる。令和5年4月から令和6年9月末時点までの保証引受累計額は18,321百万円であり、指標値に対する進捗率は51.2%となった(図)。

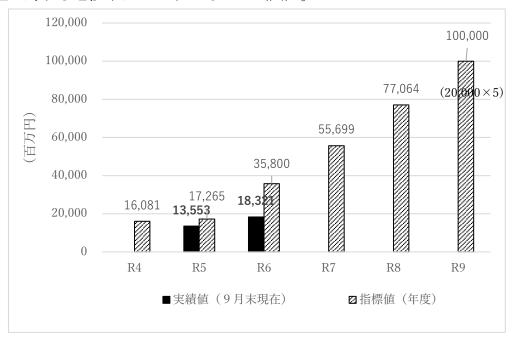


図 「中期目標期間における保証引受額平均を200億円以上」の達成状況

(3) 今後の対応

- ・ 関東地方及び近畿地方の林業者等を対象として、資金ニーズ調査を実施する。 また、これまでの資金ニーズ調査で把握した情報を活用し、林業者等への働き かけを行う。
- ・ 利用者アンケートに記載された意見について、速やかにフォローアップを行い、林業信用保証の継続的な利用につなげる。
- ・ ホームページのコンテンツの充実・更新に取り組むとともに、融資機関等への情報発信も継続的に行うことにより、林業信用保証の浸透に取り組む。また、パンフレットは様々な場で積極的に活用しながら、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 効果があると思われる従来の取組を継続しつつ、これまで行っていない新た な取組も模索しながら制度普及を進める。

3 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

(1) 取組実績

- ・ 林業・木材産業災害復旧対策保証について、①新型コロナウイルス及び原油 価格・物価高騰等に係る保証申込期間の延長、②「災害救助法が適用された災 害」の追加を行ったことに加え、林業・木材産業複合経営化支援保証の対象を 8業種全てに拡大した。
- 新規創業や複合経営化等に関する融資機関からの相談に対応し、融資機関を

通じて事業者が事業計画を作成するための助言等を行った。

(2) 取組の成果

- ・ 一部の保証メニューについて対象を拡大したこと等により、従来よりも迅速 かつ前広に保証引受ができるようになった。
- ・ 事業計画作成等に関する助言を行った結果、新規創業に関する相談が安定的 になされるようになったことに加え、令和6年能登半島地震や梅雨前線豪雨災 害からの復旧のための保証引受や問合せにもつながった。

(3) 今後の対応

引き続き、社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達の円滑化を支援する。

4 代位弁済率の低減に向けた取組の実施

(1) 融資機関との適切なリスク分担の取組

ア 取組実績

令和6年度上半期における保証引受実績(条件変更を除く。)は、引受件数218件、引受金額4,768百万円であり、災害復旧対策保証(特定非常災害被災者向け)1件を除き全件80%保証を適用した。

また、融資機関との勉強会において、「保証審査のポイント」や「協議書類の書き方」について説明することにより、融資機関との認識の共有を図った。

さらに、融資機関への個別ヒアリング等における意見を踏まえ、事前相談について、必要最小限の情報により、応諾の可否にかかる感度を回答できる枠組みに8月から変更し、メールでの受付も可能とした。

イ 取組の成果

令和3年10月以降、原則80%保証の適用に取り組んでおり、今年度引受分は、災害復旧対策保証(特定非常災害被災者向け)1件を除き全件原則80%保証を適用していることから、融資機関との適切なリスク分担は着実に進展している。

また、融資機関からの事前相談の申込は、枠組みの変更から9月末までの2か月で5件(昨年度年間実績0件)となり、事前相談を通じて、融資機関に対して審査のポイントを伝達できた。

ウ 今後の対応

原則80%保証を適用し、融資機関との適切なリスク分担を図っていく。 また、審査目線の共有化に取り組むことにより、融資機関の適確な審査を促 すとともに、適切な保証審査を励行する。

(2) 条件変更等への柔軟な対応等期中管理の適切な実施

ア 取組実績

令和6年度上半期における条件変更案件は、初回条件変更4件、初回条件変 更以外96件、合計100件となった。 また、特に慎重な対応が必要な案件については管理職が中心となってバンクミーティング等に積極的に対応して意見を述べ、今後の事業再生等を想定しつつ方針を決定した。

イ 取組の成果

必要に応じて案件ごとに担当者を決めた上で、融資機関と連携して状況の把握等に努めるとともに、必要に応じて条件変更等に柔軟に対応したことにより、社会経済情勢の変化の中にあっても、林業者等の事業継続に資することができた。

ウ 今後の対応

融資機関と連携して期中管理を適切に実施し、必要に応じて保証契約の条件変更等に柔軟に対応する。

(3) 事後検討会による事故発生の要因分析及び職員の審査能力等の向上の取組

ア 取組実績

新規創業者に対しグループ企業として保証引受を行い、さらに新型コロナウイルスを要因とする増額の保証引受を行ったものの、突然の事故によって代位弁済となり求償権の回収も低位となっている事案を検討対象として、令和6年度第1回事後検討会を開催し、林業部門全体で課題を検討の上、結果を取りまとめた。

また、昨年度の事後検討会において、代位弁済審査で得た情報のデータベース化を進めることとしたことから、そのデータベースの充実に取り組んだ。

イ 取組の成果

第1回事後検討会において、新規創業者としての保証引受の判断や格付け付与の結果は適正であったのか、増額の保証申込への応諾は妥当だったのか等が論点として挙げられたが、審査は当時のルールに従って適正に行われていたことが確認できた。

一方で、譲渡担保解除の申請への対応については、担保の追加徴求や保証人の追加等の検討が必要であった可能性があったこと等が明らかとなった。

また、代位弁済審査で得た情報のデータベースについては、保証審査時に活用した。

ウ 今後の対応

無担保限度額の見直しを進める中で、譲渡担保解除の申請時の対応についても検討し、必要に応じて「保証審査マニュアル」に反映する。

また、職員の審査及び期中管理能力の向上に資するため、次回の事後検討会に向けた検討を進める。

【定量的指標の達成状況】

令和6年9月末時点の定量的指標の達成状況は、以下のとおりである。

(1) 代位弁済率を2%以下とする。

令和6年9月末時点の代位弁済率は0.60%であり、現時点で目標を達成している。

(2) 中期目標期間中の代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る。

前中期目標期間(平成30年度~令和4年度)の平均代位弁済率は、1.11%である。令和6年9月末時点の平均代位弁済率は1.38%であり、現時点で指標値を0.27ポイント超過している。

5 求償権の回収の取組の実施

(1) 取組実績

令和6年4月に決定した回収方策を踏まえ、融資機関と協働して回収を進める とともに、求償権ごとに回収の進捗状況や担保処分の促進の必要性等を勘案して サービサーへの委託を行った。

(2) 取組の成果

求償権残高は、令和5年度から再び増加に転じたものの、令和6年上半期の回収金額は44,223千円と前年同期(88,699千円)を下回り、このうちサービサーによる回収金額は12,904千円(前年同期17,982千円)となった。

(3) 今後の対応

引き続き、求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、サービサーへの委託による回収も採り入れ、その効果を把握・検証しながら、より効果的かつ効率的な手法により着実な回収に取り組む。

6 その他事務処理の適正かつ迅速な実施

(1)保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務の処理状況 ア 取組実績

保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査については、令和5年度計画に定める標準的な処理の期間内(表1)に処理を行うこととしていることから、いずれの事務についても計画的に処理を進めた。

数1			
	標準的な処理の期間		
保証引受け	10 営業日		
出資持分の払戻し	18 営業日		
代位弁済	50 営業日		
貸付審査	3営業日		

表1 標準的な処理の期間

イ 取組の成果

令和6年度上半期においては、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及

び貸付審査のいずれの事務についても、全て標準的な処理の期間内に確実に処理を実施した。

【定量的指標の達成状況】

令和6年度上半期における定量的指標の達成状況は、表2のとおりである。 いずれの事務についても、処理率100%であり、指標値(処理率80%)を大きく上回った(表2)。

なお、林業信用保証業務における保証引受件数は、年度末に急増する傾向に あることから、定量的指標の達成に向けて、事務の効率化に取り組む。

	対象件数	標準的な処理の	処理率
		期間内の処理件数	
保証引受け	219 件	219 件	100%
出資持分の払戻し	11 件	11 件	100%
代位弁済	9件	9件	100%
貸付審査	3件	3件	100%

表 2 各事務の処理状況

ウ 今後の対応

今後も、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務について、標準的な処理の期間内に確実に処理を行う。

(2) マニュアル等の整備状況

ア 取組実績

- ・ 「林業信用保証業務に係る出資に関する規程」について、相続届以外の全 ての手続について電磁的記録による申請を可能とする等の変更を行った。ま た、出資金の払戻手続開始の連絡は、可能なものはメールで対応することと した。
- ・ 「求償権等の管理マニュアル」について、サービサーへ回収を委託した案件に係る問合せへの対応等についての手順の見直し等を行った。
- ・ 保証審査の稟議を全面的に電子化した。
- ・ 今年度上半期における各事務の見直しについて、融資機関等における事務 手続の参考資料である「林業信用保証業務に関する事務手引き」に反映した。
- ・ 融資機関に対し、「債権の保全に必要な注意義務等に関する対応について」 及び「保証付貸付金償還状況報告書の提出のお願いについて」を発出し、適 切な対応を依頼するとともに、保証付貸付金償還状況報告書についてメール による提出を促した。
- ・ 令和6年度上半期の実務を通じ、債権管理及び保証審査に関する事務上の 課題を抽出し、「求償権等の管理マニュアル」及び「保証審査マニュアル」の 見直しの要否を検討した。この検討結果について、今年度中にこれらのマニュアルに反映する。

イ 取組の成果

- ・ 「林業信用保証業務に係る出資に関する規程」の変更により、出資に関する事務の効率化が更に図られるとともに、出資者の利便性の向上にも寄与した。
- ・ 「求償権等の管理マニュアル」の見直しにより、サービサーに回収を委託 した案件に関する事務ミスの解消につながった。
- ・ 保証審査の稟議の電子化により、紙と電子の二重の手続が解消され、事務 負担が軽減された。
- ・ 「林業信用保証業務に関する事務手引き」を更新し、融資機関と共有した ことにより、信用基金及び融資機関双方の事務の円滑化につながった。
- ・ 「債権の保全に必要な注意義務等に関する対応について」の発出により、 予見通知の適切な発出が促された。また、「保証付貸付金償還状況報告書の 提出のお願いについて」の発出により、償還状況入力業務の省力化が図られ た。
- ・ 「求償権等の管理マニュアル」及び「保証審査マニュアル」について、変更 作業のポイントを明確化することができたことにより、今後の変更作業の効 率化が図られることが期待される。

ウ 今後の対応

今後も、事務手続の簡素化等を図るため、業務における気づきや課題を整理 し、マニュアル等の整備を行う。

以上